

漁港管理者の選定の届出の様式について

〔 昭和60年10月12日 60水港第2946号 〕
知事あて 水産庁長官

一部改正 平成13年10月19日 13水港第2734号

一部改正 平成14年4月1日 13水港第4008号

一部改正 平成14年7月10日 14水港第1708号

一部改正 令和3年2月1日 2水港第2173号

最終改正 令和6年3月27日 5水港第2974号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき、漁港の所在地の地方公共団体が、協議して、当該漁港の漁港管理者を選定した場合は、別記様式により共同して、農林水産大臣に届け出るものとする。

なお、農林水産大臣は、法第25条第3項の規定に基づき、選定の届出を受理したときは、選定された漁港管理者を告示することとなるので漁港管理者の選定に当たっては漁港管理者となる予定期日についても協議し、その日の30日前までに農林水産大臣に届け出るものとする。

更に、法第6条第1項から第4項の指定に当たって漁港管理者を選定しようとするときは、あらかじめ当庁と連絡を密にして当該指定の日の30日前までに届け出るものとする。

附 則（令和3年2月1日付け2水港第2173号）

- 1 この通知は、令和3年2月5日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年3月27日付け5水港第2974号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式

漁港管理者選定届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県名

届出者

市町村名

下記漁港（又は予定漁港）の漁港管理者については、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第25条第2項の規定により、下記のとおり選定（又は変更の選定を）したので、届け出ます。

記

- 1 漁港（予定漁港）の名称及び種類
- 2 漁港管理者として選定された地方公共団体の名称
- 3 選定の理由
- 4 その他必要な事項

（注）その他必要な事項の欄には、漁港管理者となる予定期日、漁港指定等の経緯及び利用状況等を記載すること。